

消費税軽減税率 対策窓口相談等事業

報告書

令和2年3月

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

ま え が き

本報告書は、平成 30 年度（第 2 次補正分）中小企業庁補助事業「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」により実施した、食品流通事業者等に対する消費税軽減税率制度の周知活動の状況を取りまとめたものである。

昨年 10 月に消費税率が引上げられたのに伴い、食料品等については軽減税率制度が導入されたことにより、全ての事業者は複数税率の対応が必要となった。そのため、とりわけ、中小の食品流通事業者（特に青果物及び水産物の小売業者）が軽減税率制度に適切かつスムーズな対応が図れるように、同制度の周知に努めた。

具体的には、食品流通に関わる企業・団体等からのリクエストに応じて専門知識を有する指導員を各地に派遣するとともに、特に青果及び水産物を扱う業界団体に協力を仰ぎつつ、全国で説明会を開催した。さらに消費者向けの普及啓発資料（ポスター及びパンフレット）を作成し、多くの食品小売業者等に広く配布した。

末筆ながら、本事業の実施にあたり関係各位に多大なご協力をいただいたことを、ここに厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

目 次

1	事業概要	3
1.1	事業の背景および目的	3
1.2	事業実施状況	3
2	指導員派遣及び説明会開催の実施状況	4
2.1	指導員派遣状況	4
2.2	説明会開催状況	5
2.3	受講風景（スナップ）	7
2.3.1	指導員派遣	7
2.3.2	説明会開催	7
3	普及啓発資料	8
3.1	普及啓発資料の発送状況	8
3.2	作成資料	9
3.2.1	ポスター	9
3.2.2	パンフレット	10
3.2.3	パンフレット収納箱	10
4	総括	11

1 事業概要

1.1 事業の背景および目的

2019年10月の消費税増税に伴い、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に軽減税率制度が導入されたため、全ての事業者は複数税率の対応が必要になった。そこで、軽減税率制度に適切かつスムーズな対応を図るため、消費税軽減税率及びインボイス制度の概要に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催等により、主に中小の食品流通事業者（特に青果物及び水産物の小売業者）に対して同制度の周知を図ることを目的とした。

1.2 事業実施状況

公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「食流機構」という。）が事務局となり、消費税軽減税率制度の導入に伴い今後必要となる措置について、食品流通に関わる企業・団体等からのリクエストに応じて専門家の指導員を派遣するとともに、財務省本省及び国税局等から講師を招聘し、主に中小の食品流通事業者を対象として全国で説明会を開催した。また、依頼先からの要望により、指導員派遣及び説明会の一部については「軽減税率制度導入に係る事業者支援策の説明」も追加し、その講師は株式会社パソナが実施する講師派遣事業を利用した。

さらに、軽減税率制度のスタートに合わせて、消費者向けの普及啓発資料（ポスター及びパンフレット）を作成し、食品小売業者等に広く配布することで、同制度の周知に努めた。

なお、軽減税率制度が始まった2019年10月以降は、軽減税率制度に対応した経理・申告のポイントとインボイス制度を中心に説明を行った。

作業項目	2019年												2020年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
全 体	★ 説明会・指導員派遣の周知活動・開催日程調整											★ 報告書取りまとめ			
指導員派遣	★ 補助金交付決定【3/29】		指導員派遣（14回）								★ 報告書提出				
説明会の開催	説明会の開催（19回）														
パンフレット・ポスター作成	★ 公募説明会【6/26】		★ 請負契約【7/16】		★ 原案作成・印刷 ★ 発送（9月～10月）										

事業実施状況

2 指導員派遣及び説明会開催の実施状況

食品流通に関わる企業・団体等からのリクエストに応じ、食流機構が委嘱した指導員を12回派遣した。また、説明会は全国19会場で開催し、食品流通事業者やその関係団体を対象に「消費税軽減税率及びインボイス制度の概要」について解説した。なお、依頼先からの要望により、一部（下表の網掛け部分）については「軽減税率制度導入に係る事業者支援策」の説明を加えた。

2.1 指導員派遣状況

開催日	派遣先 ①軽減税率制度 講師／②事業者支援策 講師（敬称略）	参加人数	依頼者
5月14日(火)	三重県志摩庁舎（三重県志摩市） ①佐藤卓（中小企業診断士）／②山下謙一郎（公認会計士）	15	三重県庁
5月19日(日)	岐阜市中央卸売市場（岐阜市） ①佐藤卓（中小企業診断士）	36	岐阜食品 青果協同組合
5月23日(木)	仙台市中央卸売市場本場（仙台市） ①佐藤卓（中小企業診断士）	33	榊宮果
5月28日(火)	三重外湾漁業協同組合尾鷲事業所（尾鷲市） ①佐藤卓（中小企業診断士）／②山下謙一郎（公認会計士）	11	三重県庁
5月29日(水)	三重県津庁舎（津市） ①佐藤卓（中小企業診断士）／②山下謙一郎（公認会計士）	8	三重県庁
6月4日(火)	三笠會館（東京都中央区） ①佐藤卓（中小企業診断士）	10	東日本食酢 工業連合会
6月8日(土)	福岡市鮮魚市場会館（福岡市） ①酒井裕二（経営コンサルタント）	36	福岡市鮮魚 仲卸協同組合
6月20日(木)	全日食チェーン中国支社（広島市） ①酒井裕二（経営コンサルタント）	19	全日食チェーン 中国支社
8月2日(金)	仙台市中央卸売市場本場（仙台市） ①佐藤卓（中小企業診断士）	16	仙台市中央卸売 市場水産物卸協 組
8月22日(木)	静岡市中央卸売市場（静岡市） ①佐藤卓（中小企業診断士）	12	静岡市水産物 商業協同組合
10月23日(水)	全日食チェーン関東協同組合（東京都足立区） ①加藤幸子（税理士）	22	全日食チェーン 関東協同組合
12月11日(水)	全日食チェーン千葉営業所（市原市） ①加藤幸子（税理士）	8	全日食チェーン 千葉営業所

合計 226 名

2.2 説明会開催状況

開催日	会場 ①軽減税率制度担当／②事業者支援策 講師（敬称略）	参加人数	主催者※
4月23日(火)	東京都中央卸売市場大田市場（大田区） ①財務省 主税局 税制第二課	16	全水卸組連
5月26日(日)	福岡市鮮魚市場会館（福岡市） ①財務省主税局税制第二課	18	全水商連
5月29日(水)	ANA クラウン プラザ ホテル熊本ニュースカイ（熊本市） ①財務省 主税局 税制第二課	100 (概算)	全日食
6月7日(金)	長崎市中央卸売市場（長崎市） ①福岡国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係	10	食流機構
6月9日(日)	城西館（高知市） ①財務省 主税局 税制第二課	12	全青連
6月13日(木)	名古屋市中央卸売市場本場（名古屋市） ①名古屋国税局 課税第二部 消費税課	26	全水卸組連
6月18日(火)	くまもと田崎市場（熊本市） ①熊本国税局 課税部 消費税課	41	食流機構
6月22日(土)	京王プラザホテル札幌（札幌市） ①財務省 主税局 税制第二課	100 (概算)	全青連
6月27日(木)	東京都中央卸売市場足立市場（足立区） ①財務省 主税局 税制第二課	37	全水卸組連
6月28日(金)	宇都宮市中央卸売市場（宇都宮市） ①財務省 主税局 税制第二課	32	食流機構
7月17日(水)	全日食チェーン北陸支店（金沢市） ①金沢国税局 課税部 消費税課 軽減税率制度係	13	全日食
7月17日(水)	鹿児島市中央卸売市場青果市場（鹿児島市） ①熊本国税局 課税部 消費税課 軽減税率制度係 ②田中博道（中小企業診断士）	131	食流機構
7月18日(木)	鹿児島市中央卸売市場魚類市場（鹿児島市） ①熊本国税局 課税部 消費税課 軽減税率制度係 ②田中博道（中小企業診断士）	63	食流機構
8月1日(木)	東京都中央卸売市場豊洲市場（江東区） ①国税庁 課税部 消費税軽減税率制度対応室	94	全水卸組連
9月13日(金)	くまもと田崎市場（熊本市） ①熊本国税局 課税部 消費税課	39	食流機構

12月3日(火)	UDX カンファレンス (東京都千代田区) ①国税庁 課税部 消費税軽減税率制度対応室 ※ 指導員派遣対応：加藤幸子 (講師補助)	23	食流機構
12月10日(火)	リファレンス大博多ビル貸会議室 (福岡市) ①国税庁 課税部 消費税軽減税率制度対応室	17	食流機構
12月19日(木)	大阪産業創造館 (大阪市) ①国税庁 課税部 消費税軽減税率制度対応室 ※ 指導員派遣対応：加藤幸子 (講師補助)	20	食流機構
2月12日(水)	福岡市中央卸売市場青果市場 (福岡市) ①財務省 主税局 税制第二課	37	全青卸組連

合計 829 名 (概算)

※ 全水卸組連：全国水産物卸組合連合会 (仲卸)、全水商連：全国水産物商業協同組合連合会 (小売)
全青連：全国青果商業協同組合連合会 (小売)、全青卸組連：全国青果卸売協同組合連合会 (仲卸)
全日食：全日本食品株式会社 (ボランティアチェーン)

2.3 受講風景（スナップ）

2.3.1 指導員派遣



8/2 仙台市中央卸売市場本場



12/11 全日食チェーン千葉営業所

2.3.2 説明会開催



6/22 京王プラザホテル札幌



6/27 東京都中央卸売市場足立市場



7/17 鹿児島市中央卸売市場青果市場



2/12 福岡市中央卸売市場青果市場

3 普及啓発資料

消費税軽減税率制度に関する消費者向けの普及啓発資料（ポスター及びパンフレット）を作成し、食品小売業者等に配布した。ポスターは、店舗のスペースに適合できるようにA2版とA3版の2サイズを用意した。また、パンフレットには200枚毎に収納箱を付けて、消費者の手に取り易く配置できるように配慮した。

なお、資料の作成に当たっては、公募により印刷会社（株式会社キタジマ）を選定し、ポスター（A2版：8,500枚、A3版：12,500枚）、パンフレット（B5版：1,250,000枚）、パンフレット収納箱（6,250個）を作成したうえ、合計1,087箇所に発送した。

3.1 普及啓発資料の発送状況

配布先	ポスター		パンフレット	発送箇所数
	A2版	A3版	B5版	
全国青果商業協同組合連合会	2,350枚	3,545枚	578,600枚	126箇所
全国水産物商業協同組合連合会	787枚	1,252枚	53,650枚	18箇所
全日本食品株式会社	2,452枚	2,452枚	490,400枚	791箇所
Aコープ（ホクレン）	—	200枚	105,600枚	100箇所
その他	2,624枚	3,906枚	42,900枚	52箇所
合計	8,213枚	11,355枚	1,271,150枚	1,087箇所



店頭に掲示されたポスター

3.2 作成資料

3.2.1 ポスター

令和元年10月1日
消費税の軽減税率制度が始まります。

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

8%

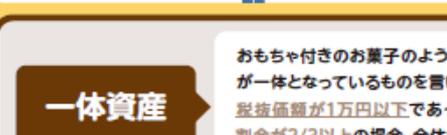
軽減税率(8%)の対象品目

飲食品

生鮮食品

飲料

加工食品

飲食品の
テイクアウト
デリバリー

10%

標準税率(10%)の対象品目

酒類

外食
イートイン
ケータリング

その他

一体資産

おもちゃ付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産が一体となっているものを言います。
税抜価格が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率(8%)の対象となります。(それ以外は標準税率(10%)の対象です)





公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
the Organization of Food-marketing Structure Improvement

消費税軽減税率制度に関する相談窓口

03-5809-2658
(http://www.ofs.or.jp/keigen_zairitsu)

3.2.2 パンフレット



表面



裏面

3.2.3 パンフレット収納箱

- パンフレットのデザインに合わせたオレンジ色、グリーンをいかしたデザイン



4 総括

本事業は、主に中小の食品流通事業者（特に青果物及び水産物の小売業者）を対象とし、消費税軽減税率制度の周知のための指導員派遣と説明会開催を行った。指導員派遣は食品流通に関わる企業・団体等からのリクエストに応じ、都合 12 回実施した結果、延べ 226 名に対し同制度についてきめ細かな説明をすることができた。また、説明会開催は、財務省本省及び国税局からの講師派遣の協力により、全国 19 会場で行うことができた。その結果、延べ 829 名（概算）の参加者に対し同制度の周知が図れた。

軽減税率制度がスタートした 2019 年 10 月以降は、軽減税率制度に対応した経理・申告のポイントとインボイス制度を中心に説明を実施したが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2 月と 3 月に予定していた指導員派遣 1 件と説明会 2 件がキャンセルとなった点は残念だった。

普及啓発資料については、軽減税率制度スタートに合わせて、消費者向けのポスター及びパンフレットを作成し、多くの食品小売業者等に広く配布した。この普及啓発資料に相談窓口（食流機構）の電話番号を記載していたため、小売店や飲食業者等から数件の問い合わせがあったほか、消費者からも事務局に相談が寄せられたが、質問内容はどれも基本的な事項であり、大きな問題はなかった。

なお、消費税軽減税率制度について、国を挙げて周知に注力した結果、今のところ大きな混乱は生じていないが、今後は 2023 年 10 月に導入されているインボイス制度について、全ての事業者に早めの準備を促す必要があるものとする。

最後に、本事業の指導員派遣にご対応いただいた指導員の皆様と、説明会でご講演いただいた講師の皆様、さらに本事業にご協力いただいた関係各位に改めて御礼申し上げるとともに、食流機構としても引き続き消費税軽減税率制度の周知活動に努めてまいり所存である。

平成 30 年度（第 2 次補正分）中小企業庁補助事業

消費税軽減税率対策窓口相談等事業 報告書

令和2年3月

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032

東京都千代田区岩本町 3-4-5 第 1 東ビル 6F